

告 示

埼玉県公安委員会告示第61号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条の3第1項の規定により都道府県暴力追放運動推進センターとして指定する公益財団法人埼玉県暴力追報・薬物乱用防止センターから、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定に基づく変更の届け出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成28年4月8日

埼玉県公安委員会委員長 阿 部 理 一 郎

変更に係る事項	変更前	変更後	変更しようとする 年月日
事務所の所在地	さいたま市浦和区高砂 3丁目15番1号	さいたま市浦和区高砂 3丁目12番9号	平成28年4月11日